

三才寮入寮までの流れ

入寮までの流れ

- ・ お問い合わせ
- ・ 願書提出（合格発表以降より、事前をお願いしています）
- ・ 学校の合格可否のご連絡
- ・ 面談日の決定
- ・ 面談（入寮案内、入寮誓約書をお渡しします）
- ・ 入寮

の予定です。

入寮願書と、現時点での寮則、細則に目を通していただきたいと思います。
います。ご不明な点などはお問い合わせください。

願書はご記入の上、返送いただきますようお願い申し上げます。

170-0003

東京都豊島区駒込 7-1-4

天理教東京教務支庁

担当：小林

TEL:03-3917-0247 FAX03-3917-1441

入寮案内

三才寮への入寮が決定した方は、以下をご覧の上、準備下さるようお願いいたします。

1) 入寮誓約書について

- 同封の「入寮誓約書」を記入し、保護者、保証人（所属教会長）の署名捺印の上、入寮日に持参して下さい。

2) 入寮日について

- 3月29日以降、4月10日までに入寮して下さい。
- 入寮日が決まりましたら、下欄連絡先（小林裕樹）までお知らせ下さい。
- 入寮誓約書は入寮式当日に提出して下さい。

3) 入寮式について

- 入寮しましたら、新寮生全員を対象に入寮式・生活ガイダンスを行います。入学式等が重なる場合は大学行事を優先して下さい。

4) 生活必需品について

- 寝具一式、家具、日用品、スリッパ、その他学生生活に必要なもの

※机、電気スタンド、整理タンスの備え付けはありません。

※食堂に自炊用調理器、食器、共用テレビ、冷蔵庫があります

※各室にエアコン、LANケーブルを設置してあります。

※自室にテレビ、冷蔵庫を設置しても構いませんが、自室電気料金は自己負担です。各部屋の電気料金は年度末に請求致します。（およそ5000～10000くらい）

◆問い合わせ・連絡先 小林裕樹 TEL [090-8508-5779]

◆三才寮住所 〒170-0003 東京都豊島区駒込7丁目1番4号

天理教東京教務支庁内 三才寮 TEL [03-3917-0247]

東京教区三才寮寮則

- 第 1 条 本寮は、天理教東京教区三才寮と称し、天理教東京教務支庁内に所在する。
- 第 2 条 本寮は、東京教区が維持、運営に当たり、寮生を指導する。
- 第 3 条 本寮は、天理教を信仰する男子学生を収容し、学業の研鑽、人格の陶冶に資すると共に生活を通して本教の信仰を体得せしめ、将来の道によぶくを育成することを目的とする。
- 第 4 条 本寮には、寮長と舎監をおく。
- 第 5 条 寮長、舎監は東京教区長が任免する。
- 第 6 条 寮長は寮務の統轄をする。
- 2 舎監は寮生の指導に当たる。
- 第 7 条 本寮の入寮募集は、教区長例会、かなめ会例会等によって公募する。
- 第 8 条 本寮の入寮資格は下記の項目を満たす者とし、2年次以降の入寮は認めない。
- ・東京及びその周辺の4年制大学の男子学生であること
 - ・保護者がようぼくであること
 - ・直屬教会長・所属教会長の推薦する者
- 第 9 条 寮生としての在寮可能期間は、入学時より4ヶ年とする。
- 第10条 寮生は、在寮期間内におさづけの理を拝戴すること。
- 第11条 本寮に入寮を希望する者は、所定の用紙に記入の上、東京教務支庁まで願い出る。
- 第12条 本寮の入寮選考は、天理教東京教区三才寮入寮選考委員会が実施する。
- 第13条 入寮を許可された者は、速やかに所定の手続きを行わなければならない。
- 第14条 寮生活については、この寮則の他、別に定める細則によらねばならない。
- 2 寮生は、細則に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 寮生は、天理教東京教区学生会員として、その活動に参加しなければならない。
- 第15条 休学、退学、一身上の都合、または卒業のために退寮しようとする時には、細則に従って手きを行う。
- 第16条 寮生が寮の諸規則に違反し、改善の見込みがなく団体生活に不適合と認めた場合、寮長教区長の承認を得て、退寮を命ずる事が出来る。
- 第17条 本寮の経費は、寮生より徴収した寮費で賄う。
- 第18条 寮則の改正は、東京教区主事会の承認を要する。
- 附 則1 この寮則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則2 この改正寮則は、平成23年11月1日より施行する。

東京教区三才寮細則

寮生は、寮則第3条の目的に基づいて、一手一つに互いにたすけ合い、明るく陽気な寮生活の中に、各自の徳分を磨き、成人にいそしむものとする。

寮長

寮の責任者として、寮務を統轄する。

舎監

- ・寮生の生活・信仰面の相談を受ける。
- ・寮会へ立ち会う。
- ・東京教区学生担当委員を務める。

舎監は東京教務支庁職員として勤務する。

寮会

- ・原則として月1回開催し、寮生は必ず参加すること。
- ・内容は、修練活動、ひのきしん等である。

学生会活動

- ・春の学生おちばがえりに参加すること。
- ・東京教区学生会総会・道の学生ひのきしんデー等の教区学生会行事に参加すること。
- ・学生生徒修養会大学の部に必ず1回以上参加すること。

寮生活

- ・互いに信仰者であることを自覚し、教えに則って生活する。
- ・教区の朝夕のおつとめを基軸とした規律ある生活を心がける。
- ・出入りは、教務支庁正門を使用し、出入りの際には、神殿で参拝する。
- ・自室及び寮内外の清潔を保ち、整理整頓を心がける。
- ・食堂、風呂、トイレ、廊下、階段等の共用部分の日常の掃除は寮生が交代で行う。
- ・外泊をする者は、舎監に外泊先と期間を届け出ること。
- ・寮生外の宿泊は、事前に舎監に許可を得ること。

・寮内への女性の立ち入りは禁止。(親族は入寮時のみ許可する)

・アルバイトは、時間、場所を舎監に届け出ること。

入退寮

- ・入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行わなければならない。
- ・退寮する者は、退寮しようとする前月の15日迄に申し出て、所定の退寮手続きを行わなければならない。
- ・卒業または四年間を経て退寮する者は、3月25日までに退寮するものとする。

寮費

- ・寮費は月3万円、自室の電気代は、使用量分を別途徴収する。
- ・寮費は、必ず前月中に舎監を経て教務支庁事務所に納入する。
- ・寮費の払い戻しはしない。

罰則

- ・次の各項に該当する場合は、しかるべき処分を行う
 - ①公序良俗に反する行為のあった場合
 - ②寮の公共物に損害を与えた場合
 - ③正当な理由なく、寮費の滞納が3ヶ月を超えた場合

細則の改正

- ・細則の改正は、東京教区主事会の承認を要する。

附則1

- ・この細則は、平成21年4月1日より施行する

附則 2

- ・この改正細則は、令和5年7月1日より施行

入寮誓約書

天理教東京教区長 殿

直属教会		所属教会	
就学学校	大学	学部	学科
氏名	ふりがな	西暦	
		年 月 日生	

私儀、天理教東京教区三才寮に入寮の上は、寮規程を遵守し、道の学生として勉学に励み、取り決めに応じて寮活動に参加することを誓約します。

立教 年 月 日

本人

(氏名)

印

上記の者に関し、いっさいの事柄は保護者及び保証人においてお引受けします。万一本人に不都合がありました場合、保護者及び保証人が本人に代わってその責務を負うことを誓約します。

立教 年 月 日

保護者

(住所) □

(氏名)

印

立教 年 月 日

保証人

(所属教会長) 天理教

分教会長

(氏名)

職印